

教育への不当な支配……休校、学校統廃合……

「教育の住民自治」で 子どもと地域を守ろう

宮城 登

大阪市学校園教職員組合執行委員長

一斉休校は「人災」

感染症の拡大は、地域的不均等性があり、全国一律の感染対策は非科学的であるにもかかわらず、2020年2月末全国一斉休校となりました。休校によって、食事に事欠く家庭など、「経済格差が、休校の前と後で積み重なり、家庭間格差は確実に広がってしまった……一斉休校は、家庭の事情に対する行政の無配慮から生じた『人災』だったと思います。被害者は『学校に行かない』という道しかなかった子どもたち」と、阿部彩東京都立大教授が指摘しました。

学校保健安全法第20条（臨時休業）は、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は

一部の休業を行うことができる」と規定し、休校措置の権限は安倍晋三首相にはありません。しかし、全国ほとんどの自治体が従いました（大阪市の場合は、松井一郎市長は首相の数時間前に大阪国立学校の休校を宣言しており、突撃隊の役割をここでも果たしています）。

また、卒業式や入学式という学校行事（教育課程）は、教育委員会の職務権限（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）であるにも関わらず、大阪市立小中学校の入学式実施を教育長が通知した数時間後に市長が中止を決定し、当日正門で知った保護者が出るなど混乱をもたらす事態となりました。児童・生徒、教職員へのフェースシールドや雨合羽の押しつけには呆れます。

改悪された教育基本法でさえ「教育

は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」（第16条）と規定しているのにも関わらず、教育活動に介入する法律違反が公然と行われ、問題とされないことに憤りを感じないわけにはいきません（戦後教育の出発点、一般行政からの独立が危ない）『おおさかの住民と自治』2014年8月拙稿参照。

「適正規模」、廃校は議会で決めるべきことではない

橋下徹市長（当時）は就任直後の2012年1月、市立小学校の3分の1を統

廃合する再編プランの作成を指示しました。大阪市・生野区は、再編素案（2013年）、方針（2014年）、教育特区構想（2015年）、生野区西部地域学校再編整備計画（2016年）を公表し、保護者や住民との合意形成もなく区西部の1中8小を統合して一貫校に再編し、小学校を12校から4校に削減する案を公表しました。そして、住民の反対運動で計画が進まないもとで、2020年2月に小学校つぶし条例（大阪市立学校活性化条例一部改正）を強行しました。

市議会が条例で「適正規模」、学校統廃合の事項について定めること自体、国内で前例がなく教育条理的にあり得ないことです。学校の「適正規模」はあくまでも教育行政が判断するべき「教育的事項」であり、市議会が政治的に決定する事柄ではありません。大阪市の事態は、教育委員会も共犯的で、ひどい内容の「適正規模の確保に関する規則」を制定しており、区別がしにくいですが、「条例」化は市側による教育行政への「不当な支配（教育基本法16条）」に該当するものです（よくする会パンフ山本由美和光大教授の論稿参照）。

「教育の住民自治」を大阪から

公有地の民間活用と教育予算減（教職員減）を目的とする学校統廃合を、維新市政は市民の中に分断を待ちこむことで強行しようとしています。一つは、小中一貫教育（校）の幻想、「小規模校では子どもがかわいそう」との俗論を流布し、統廃合は仕方がないことと思わせる。二つは、子育て世代と、登校時に「見守り」活動をし、振興町会で地域を支えている「高齢者」を分断する。生野区長は「町会長が84歳だから、若い世代に市・区の方針が伝わらない」と大阪市議会で発言しました。しかし、コロナ禍による「分散登校」（少人数学級）で、不登校児童・生徒が登校するなどの変化に、小規模校の良さについての認識が高まりました。生野区長の発言は問題となり、町会長会議の場で謝罪させ、追及は続きます（区長は市教委事務局分掌規則で区担当教育次長。橋下徹氏が「必ずこれは教育行政の中に政治が不当介入してきた」という話に必ずなりますけれどもね、政治というのは悪じゃないんですね」と市

長会見で述べた制度）。

大阪市をよくする会は「教室をさらに『密』にする学校統廃合を考える」「コロナ危機のもとでの『学校の新しい生活様式』は20人以下学級」（両面が表紙、16ページ）のパンフレットを大量に作成し、各区で地域諸組織への申し入れ、懇談が始まっています。

いま大切なことは、財務省、総務省、下請け文科省などによる国総がかりの学校統廃合を許さず、教育は地域の住民が作り上げていくもの。「教育の住民自治」を発展させ、地域の民主主義を守る市民の共同を作り上げていくことです。上からの統治機構改革（大阪府解体＝都構想）を許さず、「教育の住民自治」をさらに発展させ、子どもと地域を守ることです。その取り組みは、維新の会の大阪府解体を許さないたかひの重要な部分を構成していることを確信し、「住民投票」を許さない、強行されるなら必ず勝利することを決意し、この文章を閉じたと思います。